

セブン銀行ATMでの各種申込手続き(ATM窓口)における利用規定

2025年12月22日現在

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社あいち銀行（以下、「当行」といいます）および株式会社セブン銀行（以下「セブン銀行」といいます。）が提供する、セブン銀行ATMでの各種申込手続き（ATM窓口）（以下「本サービス」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。

お客さまは、本規定および当行が別途定める各種関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さまご自身の責任において、本サービスを利用するものとします。なお、各種規定は当行ホームページでご覧いただけます。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに優先して適用されるものとします。

第1条（本サービスについて）

1. 本サービスは、セブン銀行ATMにて当行所定のお客さま情報、およびマイナンバーカードによる公的個人認証の情報、在留カードの写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みを行っていただけるサービスです。

（1）普通預金口座解約の申込

普通預金口座の解約を申込いただけるサービスです。口座残高および解約後利息のすべては、当行所定の先に寄付いたします。なお、本サービスでは領収書の発行はされません。また寄付金控除の対象とはなりません。

（2）住所変更の申込

当行にお届けのご自宅の住所情報について変更申込いただけるサービスです。勤務先の情報、住所の変更は申込いただけません。

（3）在留期限情報更新の申込

当行にお届けの在留期限を更新申し出いただけるサービスです。

（4）電話番号変更の申込

当行にお届けの固定電話番号および携帯電話番号情報について変更申込いただけるサービスです。なお、勤務先の電話番号の変更は申込いただけません。

2. 本サービスのご利用手数料は無料ですが、QRコード（株）デンソーウェーブの登録商標）の読み取りやメール送受信等にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

第2条（利用条件）

1. 本サービスの利用対象者は、サービス毎に定める当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。

第3条（本人確認）

1. 当行はサービス利用者が本人の意思で本サービスを利用したこと、および本サービスの利用内容がサービス利用者本人からの真正な依頼であることを確認できたものとし手続きをいたします。

2. 本サービスに従って申込みいただいた内容については、当行が認めた場合を除き、各種書類等の偽造・変造・盗用または不正使用等いかなる事由があっても当行は当該サービス申込手続を有効なものとして取扱うこととし、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第4条（申し込み後の手続きについて）

1. 各サービスはお申込み終了後、即時には反映されません。反映まで数日要します。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. お手続き結果については、お申込みの際にご入力いただくEメールアドレスに送付します。当行が通知を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなし、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第5条（免責事項）

1. 本サービスのご利用に関して、セブン銀行ATMの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、セブン銀行ATMに与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できることにより被る不利益について、当行およびセブン銀行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行およびセブン銀行は一

切その責任を負いません。

2. 前項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があつた場合。
 - (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第6条（本サービスの内容変更等）

当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更したり、停止、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第7条（利用規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第8条（準拠法・合意管轄）

本利用規定の契約準拠法は日本法とします。本利用規定に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上